

玉掛け技能講習は、計画40名受講者数30名、高所作業車運転技能講習は計画30名受講者数40名という状況であったのに対し、土木施工管理入職者研修は、計画20名受講者数9名であった。土木施工管理入職者研修の受講者が少なかった理由を尋ねたところ、日程を3月としたことで建設業の繁忙期と重なったことが主な要因とのことであった。事業の実施に当たっては、受講者が参加しやすい日程を選ぶなど受講者への配慮が必要であると思われる。

(45) やまなし建設業応援プロジェクト事業委託（県土整備総務課建設業対策室）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

建設業への若年労働者の確保及び建設業への理解を促進するために行う、次の事業である。

- ア 小中学校出前講座
- イ 建設業インターンシップ
- ウ 建設業広報事業
- エ 新規就労者を対象とした技能研修
- オ 事業承継円滑化対策事業

(2) 委託する理由

実施にあたり、建設現場での研修会等を計画、実施し、研修生のニーズに合った適切な工事現場の提供のほか、建設業者の現状や課題などを熟知し、その解決のためのノウハウを有する必要があり、行政にはないノウハウが求められるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成27年度
契約方法	随意契約
委託先	(一社) 山梨県建設業協会
契約期間	平成27年5月12日～平成28年3月31日
契約金額	18,055,400円
見積提出者数	見積合わせ省略
	県財務規則第137条第3項の特別の理由に該当
完了年月日	平成28年3月31日
検査年月日	平成28年3月31日

委託する業務の内容が特殊であり、本業務を実施する委託先には公益的な業務として公平性、中立性が求められるとともに、建設業の果たす役割を説明、研修できるノウハウを有すること等が求められる。これらの要件を満たし、本業務を遂行できるのは（一社）山梨県建設業協会のみであるため、随意契約とした。

2 検討

(1) 実施された技能研修の対象者

契約書第1条（契約の目的）に「新規就労者を対象とした技能研修」と定められている。この新規就労者について就労から概ね3年以内を目安とすることを委託先と調整したとの説明が、県よりあった。

(2) 技能研修の案内文書

実施についての案内文書、表題「やまなし建設業応援プロジェクト事業」新規就労者を対象とした技能研修「小型移動式クレーン運転技能講習の実施について」には、若年技能労働者を対象に教育訓練を実施する旨が記載されており、申込要領の対象者はおおむね45歳未満の技術者等との記載のみであった。この記載を読む限り、講習対象者が新規就労者のみとは読み取れない。その点を県に確認したところ、表題に「新規就労者を対象とした技能研修」と記載があることで、申込要領の対象者に改めて記載しなくても新規就労者を対象としていることは読み取れるとの回答であった。

(3) 研修の参加者

監査時に県から提示された研修の参加者名簿を確認したところ、受講者が新規就労者に該当しているかどうかの記載がなかった。その後（一社）山梨県建設業協会より就労年数及び年齢が記載された参加者名簿が提出されたため、それを確認したところ、参加者30名は全て就労から3年以内であったが、45歳以上の者が5名いた。募集年数のおおむねとは2割程度の許容範囲を想定しているとのこと、5名の年齢は、46歳、48歳、49歳、50歳、54歳であった。また、申込者の年齢は不明であるが、定員を超えたため参加できない者がいたことを、県の担当者より説明を受けた。

3 指摘及び意見

(指摘)

技能講習受講者の募集は、対象者を明確に表記して周知する必要がある。また、募集条件

に合致する者が受講できるよう適正な募集事務を行う必要がある。

技能研修の受講者には募集要項に記載した対象者に合致しない者が含まれている。なおおむね45歳未満の解釈にもよるが、少なくとも50歳代の2名は対象者とは言い難い。また、対象者の条件を満たしながら定員を超えたため参加できなかった者がいる可能性もある。

この技能講習は、県の事業費により参加者の受講費は無料である。募集にあたっては、参加機会の公平性を欠くことの無いよう募集要項に対象者を明確に記載するとともに、適正な募集事務を行うべきである。

(46) CADソフト保守業務委託 (技術管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

CADソフトのプログラム保守、操作サポート保守、操作研修業務を行う。

(2) 委託する理由

CADソフトウェア開発元において、基準・要領等の改定等によるバージョンアップや不具合修正がなされた際、その適用作業は情報技術に精通した者でなければ行えないため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	一般競争入札 (注)
委 託 先	リコージャパソ (株) 山梨支社
契約年月日	平成 27 年 6 月 29 日
契約期間	平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日
契約金額	2,980,800 円
入札参加者	平成 27 年度分 2,235,600 円 平成 28 年度分 745,200 円 1 者

(注) 本契約は「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。

当CADソフトは、平成21年度から5か年のリース契約を締結し、保守・運用を実施しており、平成27年6月30日にリース期間が満了するが、次期CADソフトの導入は選定に時間を要するため、平成28年7月を予定しており、それまでの保守等を委託するものである。

保守作業は修正プログラムの購入によって履行可能であり、開発元に限定されないため、「山梨県物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者」を対象に一般競争入札により委託先を選定した。

2 検討

(1) 1者入札について

平成27年度に長期継続契約として、一般競争入札を実施したが、1者しか応札がなかった。平成19年3月に策定された山梨県公共調達改革プログラムでは、1,000万円以上の工事及び物品調達について、原則として一般競争入札によることとした。

3 指摘及び意見

(意見)

1者しか応札がなかった理由を分析し、今後競争性が図れるよう契約方法等を考慮されることが望まれる。

(47) 積算基準書改訂業務委託 (技術管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

国による改定が平成27年10月頃で予定されていた「土木工事標準積算基準書」(公共工事及び委託業務の予定価格の積算のための基準が記載されたもの)を反映させるため、県で用いる「土木工事標準積算基準書」の内容を改訂するとともに、基準書冊子を改訂して製本し、冊子は県土整備部107部その他機関125部、電子媒体は40部を納入する業務である。

(2) 委託する理由

国による改定を迅速に山梨県で適用される基準書に反映させ、それ以降の山梨県発注工事の積算に使用するために、短時間で業務を完了する必要性があったため(平成27年末まで)。

(3) 契約方法等

契約方法	随意契約
委託先	(公社) 山梨県建設技術センター
契約期間	平成27年7月22日～平成27年12月28日
契約金額	1,500,000円

(注) 納入される「土木工事標準積算基準書」は、1次下請と2次下請の両社が実際に製作作業を行った。

(4) 随意契約の理由

山梨県発注の積算業務委託を公益業務として受託した実績もある(公社)山梨県建設技術センターが適任であるとして、随意契約とした(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号等に該当)。

2 検討

(1) 情報セキュリティ対策の状況

この業務委託において取り扱う「土木工事標準積算基準書」は、公共工事及び委託業務の予定価格積算のための基準が記載され、土木設計積算システムで取扱う情報であり、公表までの間は機密性を維持すべきものである。

しかし契約内容には、情報セキュリティ対策の具体的な運用及び1次下請及び2次下請に対するセキュリティ対策の遵守状況の確認などが明示されていない。契約に付随する通常の「特記仕様書」でも同様である。

さらに、委託先と1次下請業者との間で取り交わされている請書において、「当該業務に従事する者に対しては、機密事項たる情報に関する守秘義務・漏洩禁止等の措置を講じる。(業務に携わる者について情報セキュリティに関する誓約等を行う。)」としているが、実際には情報セキュリティに関する誓約等を書面で行っていない。

加えて、1次下請業者と2次下請業者との間では、上記のような書面上の規定はなく、口頭で留意点を伝えたのみであったとのことであった。

なお山梨県では、情報システム及びネットワークの開発、運用等に関しては、「山梨県情報セキュリティ基本方針」(平成19年6月1日一部改正)が制定され、具体的な対策基準を定めた「山梨県情報セキュリティ対策基準」(平成22年4月1日一部改正)及び「外部委託に係る情報セキュリティ対策基準」(平成20年4月1日一部改正)がある。同対策基準においては、「情報セキュリティに関する特記事項」及び「外部委託先調査シート兼情報

セキュリティ対策実施状況報告書」が用意されている。

3 指摘及び意見

(意見)

情報システム等に関する業務以外の業務委託についても、機密情報管理を確実に行う方法で契約することを望む。

情報資産に該当する情報は、それを委託業者不適切に扱うと県が多大な損失を被る可能性がある。よって、情報システム等に関する業務以外であっても、情報セキュリティ基本方針をはじめとする諸規定による運用に準じた方法で契約することが重要である。

(48) 早川・芦安連絡道路詳細設計業務委託(道路整備課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

(仮称) 早川・芦安連絡道路の道路詳細設計業務の委託である。

(2) 委託する理由

高度な専門技術を要するため。

(3) 契約方法等

年度	平成26年度(当初契約)	平成27年度(変更契約)
契約方法	指名競争入札	
委託先	(株) サンポ一	
契約期間	平成26年7月16日 ～平成27年3月13日	平成26年7月16日 ～平成27年9月30日
契約金額	43,500,000円	変更後 56,118,000円
入札参加者	8者	
契約の変更		第1回変更 平成27年3月9日 第2回変更 平成27年9月18日
完了年月日		平成27年9月25日

建設業コンサルタント業務の入札契約については、実施方針において指名競争入札を原

則としている。

2 換計

(1) 契約の変更

この業務は工期の大幅な延長と委託料の増額が生じている。延長日数は201日であり、委託料は12,618,000円の増額である。また、平成26年8月1日に支払われた前払金14,090,000円（消費税1,043,704円含む）を除く46,517,440円（消費税3,445,736円を含む）が平成27年度の支出対象となる。経過は次のとおりである。

年月日	契約等	工期	金額
平成26年7月15日	契約	平成26年7月16日 ～平成27年3月13日	43,500,000円
平成27年3月9日	工期延長	7月16日～9月30日 (201日増加)	

(変更理由)

道路予備設計において、道路線形の決定に不測の日数を要したため、また、高盛土を実施するに当たり、開削線型との協議に不測の日数を要したため。

平成27年9月18日	金額変更	56,118,000円 (12,618,000円増額)
------------	------	--------------------------------

(変更理由)

計画周辺の現地踏査を実施した結果、早川右岸沿いの道路路体部を盛土構造とすることによりリニア建設発生残土を有効活用できることが判明したため、構造や規模等の予備的検討を行うものとし、設計項目を予備設計に変更するものとした。また、これに併せて地質調査を実施し、得られる基礎データを設計に反映させることとした。

このように、平成27年9月18日の変更で、委託内容が道路詳細設計から道路予備設計に変更されている。

今回の委託業務に測量業務も含まれていたことから、測量のみ事前に発注すべきである旨を指摘したところ、県としては測量と設計を並行して進めることにより作業の手戻りがないケースもあるため、いずれの発注が効果的かは一概に言えず現場ごとに判断しており、今回は並行して進めることが望ましいと判断したことであった。

道路設計については、地質や地形上の問題、地権者等利害関係者との調整など予測しづら

い事項が多く工期延長はよくあるとのことである。今回は、踏査調査により地質調査及び河川水利解析業務が増加したことが工期延長と委託料の増加要因である。設計打合せ協議記録簿にはその変更内容が記録されており、変更手続は適正にされている。また、リニアの残土利用など経済合理性の視点も評価できる。しかし、大幅な工期の延長を生じながら、成果物が道路詳細設計から道路予備設計に変更されていることは大きな問題である。

(2) 執行会議の状況

県によれば、委託業務の内容（業務内容、工期、金額など）、契約方法等発注に関する案を作成し、執行会議において承認されるということであったが、議事録は無いとのことであった。また、執行会議に提出した資料は、道路整備の位置図1枚のみであった。

3 指摘及び意見

(指摘)

重要案件を承認する執行会議は、原則として議事録を残す必要がある。

重要案件について、内容の決定過程などは議事録を残すことにより、その後の業務の流れや見直しにおいて問題が生じないようにすることは当然である。

(意見)

予測しづらい事項の発生しやすい道路設計委託については、発注形態の決定をより慎重に検討することを望む。

道路設計については、現場の測量を行わなければ設計で織り込むべき事項が特定できないため設計業務を建設コンサルタントに発注する前に、現場の測量を単独で発注するケースがあるようである。

道路設計の業務委託に当たっては、予定地の地形等を十分に考慮し、事前に別途測量業務を発注する必要があるか等、発注形態の検討をより慎重に行うことが重要である。

(40) 道路整備効果算定業務委託（道路整備課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

社会資本整備総合交付金事業（国土交通省からの交付金を受けて行う事業）を行うに当たり、山梨県内の地域・道路交通課題を整理し整備効果を明確にするため、山梨県が策定

している社会資本総合整備計画（活力創出基盤整備、市街地整備）、広域的地球活性化基盤整備計画の進捗状況の整理、見直し、検討を委託する。

(2) 委託する理由
一定の専門性を要する点及び職員の業務負担の点を考慮したため。

(3) 契約方法等

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	指名競争入札（6者）	指名競争入札（6者）	指名競争入札（6者）	指名競争入札（6者）
委託先	(株)建設技術研究所	(株)建設技術研究所	(株)建設技術研究所	(株)建設技術研究所
契約金額	13,700,000円	15,850,000円		12,800,000円

(注) 平成27年度は業務が未了のため記載していない。

指名選定と見積依頼状況は次のとおりである。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
内容	指名	指名	指名	指名
	見積	見積	見積	見積
㈱建設技術研究所	○	○	○	○
A	○	○	○	○
B	○	○	○	○
C	○	○	○	○
D	○	○	○	○
E	○	○	○	○
F			○	○

この中で、平成27年度の見積金額は次のとおりである。

業者名	見積金額
(株)建設技術研究所	7,016,475円
A	7,551,140円
C	6,689,310円

2 検討

(1) 入札方法と結果

少なくとも平成24年度以降、同一業者がいずれも第1回入札で落札している。

指名競争入札の方法がとられている。指名競争入札とした理由は、技術管理課作成の「建設コンサルタント業務の入札契約について」に従ったものである。これによると、建設コンサルタント業務における入札契約は、原則として指名競争入札（最低制限価格なし）によるとされている。
県の担当課は、入札方法は別の担当課が作成した「建設コンサルタント業務の入札契約について」に従ったものであり、実施された入札の結果については大きな問題意識をもっていない。

(2) 積算の適正性の検証

3者から見積を取り、これらを参考にして積算をしている。3者は一定の実績のあるコンサルタント会社の中から選定しているが、結果的には例年の落札業者及び例年の指名業者が多く選定されている。

道路整備効果の算定という客観的な成果の見えにくい業務であり、見積が業者の言い値になるおそれがある。また、成果の見えにくい業務ほど見積金額にばらつきが出るのが想定されるが、各見積金額に大きな差がない。この原因としては、例年の落札業者から次年度の見積を取っていることや、それ以外の見積提出者も例年ほぼ固定化していることが考えられる。

県は、3者からの見積を参考にして予定価格の積算をしていること、3者の見積金額に大きな差がなかったことから、これらを参考とした積算に問題はないと認識している。別途、金額の適正性を検証する方策をとったことは少なくともここ数年はない。

3 指摘及び意見

(意見1)

競争性を持たせるための入札方法の検討を望む。

指名競争入札の方法がとられているが、少なくとも平成24年度以降同じ業者が第1回入札で落札している現状をみると、十分な競争の結果とは評価し難く、入札の公正にも疑義を生じかねない。このような現状に問題意識をもち、競争性をもたせるための入札方法を検討していくことが重要である。

(意見2)

積算の適正性を十分検証する方法をとることを望む。

道路整備効果の算定という成果の見えにくい業務であり、その積算の適正性については

重な配慮を要すべきであるところ、例年落札している業者及び例年指名されている業者より取った見積を参考とするのみでは、十分に積算の適正が担保されているとは評価し難い。第三者委員会に諮るなど検証の機会を設けることが重要である。

(50) 土木設計マニユアル道路編集業務委託（道路整備課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県土整備部が道路を設計するに当たり設計方法の指針となる「土木設計マニユアル道路編」の編集業務を委託する。

(2) 委託する理由

業務の実施にあたり建設コンサルタントの専門知識が不可欠であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 26 年度 (当初契約)	平成 27 年度 (変更契約)
契約方法	指名競争入札	
委 託 先	(株) サンポー	
契約期間	平成 27 年 3 月 31 日 ～平成 28 年 3 月 11 日	平成 27 年 3 月 31 日 ～平成 28 年 3 月 25 日
契約金額	3,500,000 円	変更 4,002,000 円
入札参加者	5 者	
契約の変更日		平成 28 年 1 月 18 日
完了年月日		平成 28 年 3 月 22 日
検査年月日		平成 28 年 3 月 23 日

建設コンサルタント業務の入札契約については、実施方針において指名競争入札を原則としている。

2 検討

(1) 契約変更の経緯

本委託業務は、平成 26 年度において「第 3 章 土工」の改訂を予定していたが、平成 26

年度中に「道路土工構造物技術基準」（以下、同基準という。）が策定されるとの情報を入手したため、その通知が出たところで同基準を含めた委託業務を発注する予定であった。

しかし、一向に同基準が通知されない中、当初予定していた「第 3 章 土工」の改訂を行う必要があったことから、平成 26 年 12 月の県議会において繰越明許予算として承認を受け、同基準を考慮せずに平成 27 年 2 月下旬に委託業務を発注した。

その後平成 27 年 3 月 31 日に同基準が通知されたことから、関係する箇所のマニユアル改訂業務を本委託業務に含めることとし、工期の延長及び契約額の増加を内容とする業務委託変更増額変更を平成 28 年 1 月 18 日に行った。

同基準の通知を待たず平成 27 年 2 月に契約した理由は、改訂基準以外の部分の編纂作業ができること、県職員の新しいマニユアルへの対応準備が早くなることであったことである。

増額変更の合理性として、同基準は「第 3 章 土工」の追記であること、同基準に関する部分のみを別に発注した場合、短期間で 2 度の改訂が生じマニユアル使用者が混乱する、同基準に関する部分を別発注にするよりも増額契約にする方が作業の手戻りが少なく経済的であるとのことであった。

3 指摘及び意見

(意見)

適正な入札による行政コストの削減の観点から、委託業務の発注時期を検討することを望む。

県の考えるメリットもあると考えられるが、増額 502,000 円について指名入札の競争性が担保されていないというデメリットが生じる。この部分は既に決定した業者との価格交渉のみで決定されるからである。

また、国土交通省からの通知が出てから適切な業務量を積算することで、より適正な予定価格による入札が可能になるはずであり、一連の手続は、平成 26 年度予算の事業という前提を維持するためのもに見える。

早期に契約するメリットだけでなく、適切な業務量に基づき入札から得られる行政コスト削減の視点を含めることが重要である。

(51) 山梨サイクルネット構想 (富士北麓地域) 策定業務委託 (道路整備課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

富士北麓地域において安全で快適なサイクリングが楽しめる自転車ネットワークを構築するため、道路管理者が異なる各道路において、統一した自転車利用促進計画を定め、自転車利用環境の充実を図る施設の整備に必要な図面・数量計画書等の作成を委託する。

(2) 委託する理由

一定の専門性を要する点及び職員の業務負担の点を考慮したため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札
入札参加者	5 者
委託先	(株) 建設技術研究所
契約金額	6,200,000 円
増額変更	1,241,000 円
増額後の金額	7,441,000 円

指名選定、見積依頼状況及び見積金額は次のとおりである。

	指名	見積書徴取	見積金額
(株) 建設技術研究所	○	○	4,040,150 円
A	○	○	4,620,650 円
B	○	○	3,596,950 円
C	○		-
D	○		-

2 検討

(1) 積算の方法

3者から見積を取り、これらを参考にして積算をしている。3者は一定の実績のあるコンサルタント会社の中から選定している。

自転車利用促進計画の策定という客観的な成果の見えにくい業務であり、見積が業者の言い値になるおそれがある。また、成果の見えにくい業務ほど見積金額にばらつきが出るこ

が想定されるが、取りつけた各見積金額に大きな差がない。

県は、3者からの見積を参考にして作成していること、3者の見積金額に大きな差がなかったことから、これらを参考とした積算に問題はないと認識している。別途、金額の適正性を検証するための方策をとったことは少なくともここ数年はない。

3 指摘及び意見

(意見)

積算の適正性について、見積を参考にするのみでなく、事前に十分検証する方法をとることを望む。

自転車利用促進計画の策定という成果の見えにくい業務であり、その積算の適正性については慎重な配慮を要すべきであるところ、業者より取った見積を参考とするのみでは、十分に積算の適正が担保されているとは評価し難い。加えて、当委託業務は単年度限りの業務であり、次年度以降積算を見直すことが不可能である。事前に第三者委員会を設けるなどして積算の適正を検証することが重要である。

(52) 道路交通調査 (交通量調査・旅行速度調査) 業務委託 (道路整備課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

5年に1度の全国調査として、国の調査時期(平日、休日の各1日)に合わせて、山梨県管理道路について次の調査を実施する。

ア 一般交通量調査業務

「平成27年度道路交通調査 一般交通量調査実施要綱(交通量調査編)(平成27年4月国土交通省)」に基づき、交通量調査を実施し、県にデータを提出する。

イ 旅行速度調査

アと同じ要綱に基づき、旅行速度調査を実施し、県にデータを提出する。

(2) 委託する理由

交通量調査は、全県的な事業であり、調査員数確保が必要であるため。

(3) 契約方法等

年度	平成 27 年度
契約方法	随意契約

委託先	(一社) 山梨県測量設計業協会
契約金額	68,040,000円(注)
見積提出者数	1者

(注) 変更契約(減額)あり

- ・当初契約年月日 平成27年7月29日
- ・変更契約年月日 平成28年1月8日
- ・変更内容 平日1日12時間、休日1日12時間の調査箇所変更
- ・変更後の契約金額 当初の契約金額68,040,000円から7,257,600円減額となり、60,782,400円

(4) 随意契約の理由

交通量調査は、決められた調査日において全県で200箇所の交通量観測を一齐に実施するものである。また、旅行速度調査は、指定された調査日において、方向別旅行速度(混雑時及び昼間非混雑時)に調査するものである。これらの調査は、全県的な調査員確保が必要であり、その人員は延べ1,500人程度に達するため、各地域や本調査に精通している者と契約しなければならぬ。上記の条件を満たす者は、(一社)山梨県測量設計業協会のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。

2 検討

(1) 再委託契約

平成27年度道路交通調査は、5年に1回の全国調査の一環として、平日1日、休日1日に実施している。

随意契約により、(一社)山梨県測量設計業協会と「測量調査業務等委託契約書」を締結しているが、委託内容の実施は、同協会員を通じて行っている。当該契約書には、再委託の承認申請書の添付がないため、再委託の申請・承諾・通知が必要と考えられる。

3 指摘及び意見

(指摘)

契約書の条項に基づき、再委託の申請・承諾等の手続を行う必要がある。
再委託をする場合は、契約書に基づき、必ず所定の手続を行わなければならない。

(53) 中央自動車道都留インターチェンジの管理業務委託(道路管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県道都留インター線と高速自動車国道中央自動車道富士吉田線とを連結する区間に設置されている、県が建設した都留インターチェンジの管理に関して、中日本高速道路(株)八王子支社に業務委託をしている。

具体的には、基本協定である「県道都留インター線と高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との連結する区間に設置されている都留インターチェンジの管理に関する協定」に基づき年度契約を締結し、道路保全工事、道路施設保全工事、道路保全点検、道路施設保全点検、交通管理業務、電力料支払業務(実費相当)を行う。中日本高速道路(株)八王子支社から経費精算の明細(精算調書)が提示され、精算払いを行っている。

(2) 委託する理由

高速道路上の施設の管理は、高速道路株式会社法(最終改正：平成26年6月27日)の関連法令で高速道路会社が行うものとされるため。

(3) 契約方法等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	中日本高速道路(株)八王子支社	中日本高速道路(株)八王子支社	中日本高速道路(株)八王子支社
契約期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日	平成26年4月1日～平成27年3月31日	平成27年4月1日～平成28年3月31日
契約金額	当初 3,477,696円 精算額 3,448,559円	当初 3,319,696円 変更 3,537,407円 精算額 3,537,407円	当初 3,319,696円 精算額 2,537,285円

(注) 法令の制約上、委託者は自ずと中日本高速道路(株)の管轄支社である八王子支社となり、同支社との随意契約となる。

2 検討

(1) 契約時に把握されている費用の内訳

契約を締結する際に、中日本高速道路(株)八王子支社から維持管理費用の内訳の概要は実施計画書に記載されるが、その明細は記載されておらず、県もそれを求めている。

県に明細が分かる資料提供を依頼したところ、中日本高速道路(株)八王子支社からの「維持管理費算出根拠(平成27年度)」が確認できた。

3 指摘及び意見 (意見)

契約締結時点で見積内容の明細を精査し、その上で経費精算について精査する仕組みの構築を望む。

精算払いの際に県で精査は行っているが、そもそも契約締結時点で見積内容の明細を精査し把握していないので、当初予定価格の積算を精算金額が超えない限り、立ち入った検討が事実上行われない状況となっている。

特に、中日本高速道路(株)八王子支社以外に委託先が考えられない業務であるので、実施工計画を策定する段階から管理計画の内容に対して委託側としての検討と要望を加えていくことで、維持管理費用の効率性、妥当性を確保することが重要である。

(54) 一般・産業混合廃棄物の運搬処分委託業務(道路管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

- ア 道路清掃によって、収集された混合廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を収集運搬
- イ 中間処理において、一般廃棄物、産業廃棄物に分別
- ウ 分別した一般廃棄物、産業廃棄物をそれぞれ最終処分のため収集運搬
- エ 一般廃棄物、産業廃棄物をそれぞれ最終処分

(2) 委託する理由

分別から収集運搬、最終処分までの一連の業務を行うに当たって、免許を持つ業者に委託する必要があるため

(3) 契約方法等(税込)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
入札参加者	2者	2者	2者
委託先	高野産業(株)	高野産業(株)	高野産業(株)

委託単価	混 31,000 円	— 31,000 円	混 33,000 円
		産 32,000 円	
契約金額	22,785 千円	20,476 千円	28,067 千円

(注1) 混は混合廃棄物、—は一般廃棄物、産は産業廃棄物。

(注2) 産業廃棄物処分業者の内、許可区分が選別、扱う品目に汚泥がある業者、及び一般廃棄物処理施設設置許可業者の内、選別施設を持ち処理する廃棄物に可燃・不燃・粗大ゴミがある業者で両方の許可を持つ県内事業者は2社であるため。

2 検討

(1) 単価上昇について

単価が上昇しているが、平成26年度と平成27年度の公共工事設計労務単価表により、人件費の上昇があるとのことであった。

(2) 混合単価と種類別単価について

平成25年度は単価を混合廃棄物として算出し、平成26年度は一般廃棄物と産業廃棄物に区分して算出し、平成27年度は混合廃棄物として算出している。県によれば、見積仕様の違いとのことであった。

3 指摘及び意見

(意見1)

一般廃棄物単価と産業廃棄物単価を分ける方式の採用の検討を望む。

平成27年度の廃棄物単価を、平成26年度の一般廃棄物単価+1,000円=32,000円とし産業廃棄物単価を平成27年度単価+1,000円=33,000円とそれぞれ1,000円アップした場合、
平成27年度産業廃棄物 441.62t×33,000円×1.08=15,739千円
平成27年度一般廃棄物 356.72t×32,000円×1.08=12,328千円
合 計 28,067千円

となり平成27年度支払額の28,452千円より安くなる。平成27年度においてもマニフェストにより一般と産業の廃棄物量は明らかであり、検査調査の添付書類にも記載されている。よって、次年度以降一般廃棄物単価と産業廃棄物単価を分ける平成28年度方式の採用の検討を望む。

(意見2)

指名業者選定について再検討を望む。

直近3年度における委託先は高野産業(株)となっている。委託事業の原則は一般競争入札であり、平成27年度の混合単面について見積仕様の違いとすることであったが、2者による指名競争入札の弊害の表れとも思われる。

人手不足による人件費の上昇はやむを得ないとしても、労働生産性の向上を図るなどにより単面の抑制は図られるはずであり、現に製造業の現場においては実施されている。事業者の育成や近隣都県の事業者の参入など対策の検討を望む。

(55) 国道137号外県下全域道路清掃業務委託(道路管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

国道137号外県下全域の道路清掃を行う業務。

(2) 委託する理由

山梨県の管理する道路区域の環境を良好に保つため行う道路清掃業務で、年を通じて行う必要があることから、民間業者に委託する必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先	建協クリンロード(株)	建協クリンロード(株)	建協クリンロード(株)
契約金額	194,200,000円	206,640,000円	199,000,000円
予定価格	198,240,000円	210,860,000円	203,090,000円
落札率(%)	97.96%	98.00%	97.99%
入札参加者数	1者	1者	1者

2 検討

(1) 入札の状況

一般競争入札を行っているが、複数年継続して入札参加者と落札業者が1者だけである。また、落札率も比較的高い。

3 指摘及び意見

(意見)

複数の業者による入札が行われるよう、方法の見直し等検討することを望む。

一般競争入札の場合は、競争入札の公共性・透明性・競争性の確保からも、参加しない原因を把握し、入札参加資格、落札資格、清掃業務範囲等を見直すなど行い、また、入札に参加可能と思われる業者に参加を促すことなどが望まれる。

(56) 国道137号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託(道路管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県が保有するロータリ除雪車で山梨県が管理する道路の除雪作業の業務委託。

(2) 委託する理由

県が管理する道路の除雪を支援するための業務であり、降雪状況に応じて速やかに行う必要があることから、民間業者に委託する必要があるため。

(3) 契約方法等(税込)

年 度	平成26年度	平成27年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札
委託先	建協クリンロード(株)	建協クリンロード(株)
契約期間	12月18日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	6,355,800円	7,603,200円 (減額3,606,120円)
予定価格	6,512,400円	7,765,200円
落札率(%)	97.59%	97.91%
入札参加者	1者	1者
検査年月日	最終 3月31日	最終 3月31日
支払日	最終支払日平成27年4月30日	最終支払日平成28年4月15日

(4) 委託期間

ロータリ除雪車運転業務委託は、平成26年度から委託を開始したもので、平成26年度の委託期間は平成26年12月18日から平成27年3月31日までの期間となっている。平成27年度の委託期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間とな

っている。

(5) 貸与車両について
国道137号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託特記仕様書(抜粋)は、次のとおりである。

【国道137号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託特記仕様書(抜粋)】

(無償貸与車輛)

第9条 山梨県(以下「甲」という。)が無償貸与するロータリ除雪車(以下「貸与車輛」という。)をもって業務委託者(以下「乙」という。)は業務を行うものとし、貸与する車輛の名称、型式、数量、使用目的、貸与期間並びに引渡し、返納の日時場所は「別表2: 貸与車輛一覧表」のとおりとする。

2 「貸与車輛」の機能を常に良好な状態で維持するため、またはより使いやすくするために必要な整備または修理については、「甲」が費用を負担し「乙」が行うものとする。この場合、「乙」は「甲」に事前に協議し「甲」の許可を受けてから行うものとする。

3 前項の費用については本業務委託当初契約時に1,000,000円を計上するが、業務終了時までに変更契約により精算するものとする。

(車輛の返納)

第12条 「甲」は「貸与車輛」を返納させる場合、「別表2: 貸与車輛一覧表」に記載した日時場所において「甲」が指定する職員及び「乙」またはその代理人を立会わせ、「貸与車輛返納時現況確認表」(別紙様式4)を作成するものとする。

2 「乙」は「車輛返納書」(別紙様式5)を提出して「貸与車輛」を返納するものとする。

なお、「貸与車輛返納時現況確認表」については、2部作成し「甲」「乙」ともに保管するものとする。

2 検討

業務委託者は平成27年9月11日に、国道137号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託特記仕様書の第9条第2項の規定により「ロータリ除雪車(富士山900る12)に運転手、レバー操作員、監督員間での作業を円滑及び安全作業遂行には、必要不可欠の為、無線装置を取り付けたく協議して頂きたいとします。」と事前に協議し県の承諾を受けて、無線機を購入した。

無線機の購入に関しては、領収書の確認及び車両への取り付けも写真で確認でき、業務委託者は無償貸与車両とともに無線機を返却している。その無線機は、県有財産であり、備品台帳に記載する必要がある。しかしながら無線機について備品台帳に記載がない。

3 指摘及び意見

(指摘)

県費で購入した備品は県有財産であり、県は、備品台帳に記載し適切に管理する必要がある。

購入した無線機は、県有財産であり、備品台帳に記載する必要があるが備品台帳に記載がない。今後は、業者が購入した備品は、特に留意をもって備品台帳に記載する必要がある。

(意見)

県は、経費的にロータリ除雪車を運転する必要な時期を検討し、その時期に合わせた委託期間で、契約することを望む。

委託期間について、平成27年4月1日から平成28年3月31日の1年間、ロータリ除雪車を運転する必要性はないと思われる。

なお、平成28年度の委託業務における委託期間は平成28年8月24日から平成29年3月31日となっている。

(57) 一般県道小荒間長坂停車場線米山橋耐震補強・補修業務委託(道路管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

中央自動車道西宮線と交差する一般県道小荒間長坂停車場線米山橋耐震補強・補修を委託するものであり、中日本高速道路(株)八王子支社と山梨県とで結んでいる基本協定・細目協定に基づき契約した。

(2) 委託する理由

耐震補強・補修を実施するに際して中日本高速道路(株)八王子支社が管轄する高速道路の敷地に立ち入る必要があるため、高速道路の敷地における工事作業については、専門性が高いため中日本高速道路(株)八王子支社に委託している。

(3) 契約方法等

ア 契約期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

イ 契約金額の変更と内訳

工事費種別	当初	変更後	変更増額
工事費	49,000,000円	66,000,000円	17,000,000円
施工管理費	8,800,000円	8,800,000円	0円

事務経費	3,410,500円	4,345,500円	935,000円
税抜契約金額	61,210,500円	79,145,500円	17,935,000円
消費税相当額(8%)	4,896,840円	6,331,640円	1,434,800円
合計	66,107,340円	85,477,140円	19,369,800円

2 検討

(1) 不調特命見積協議について
 不調特命見積協議とは、中日本高速道路(株)が定めた内規によるものである。当初入札が不成立又は不落の場合、最低価格提示者などを確認協議の相手方として選定し、見積書の内訳について確認協議を行い、契約目安価格を上回った場合においても、契約目安価格を上回った理由を確認するための協議をいう。この協議成立後の価格で契約締結することとなる。

(2) 不調特命見積協議と県の対応

中日本高速道路(株)八王子支社は、施工業者を決定するための指名競争入札を適切に行ったが、震災復興や東京五輪を見込んだインフラ建設工事の増加に伴う人材不足などを背景に応札業者が1者のみとなった。加えて、予定価格の積算を上回る応札額(＝契約変更後の金額)となり、通常の手続であれば入札不成立となるが、不調特命見積協議に基づいて契約することができる旨の説明を受け、当該応札者と工事契約を締結しない場合には工事を実施することができない状況であるため、増額することもやむを得ないと考え、中日本高速道路(株)側が業者との協議を経て県との変更契約を締結した。

このように、随意契約が事実上動かせない中日本高速道路(株)の内規に基づき、その根拠が高速道路株式会社法の関連法令に依拠するため、県では抜本的な対策を実施できない制度上の制約がある。

3 指摘及び意見
 (意見)

同種委託業務において不調特命見積協議が適用された場合の対応の検討を望む。
 基本協定書及び細目協定書、これらに基づく年度契約書において不調特命見積協議に至る場合は、中日本高速道路(株)八王子支社と応札業者との協議事項について詳細な情報を共有し、県も承知した上で両者間の協議を行うことを明文化するなど検討することを望む。

(58) 山梨県総合河川情報システム改修業務委託(治水課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容
 山梨県総合河川情報システムは、平成25年度に集中処理方式で更新され、それに伴い、各建設事務所はテレメータデータ等の配信装置を新設した。一方、建設事務所のテレメータ観測設備及び分散処理を行っている建設事務所サーバは、平成10年度前後のシステム構築時の装置を維持している。県庁サーバー機能の追加と中北建設事務所管内の観測局等のソフトウェア機能の追加等を行い、より使いやすいシステムにする業務委託。

(2) 委託する理由

当該業務は、既存の山梨県総合河川情報システムの情報処理機器及び配信装置のソフトウェアを改修するものである。
 本システムは、平成8年度に日本電気(株)が独自技術で設計・構築したものであり、専門的な知識と技術を持つ同社でなければ実施できない業務であるため。

(3) 契約方法等(税込)

年度	平成26年度(繰越明許)
契約方法	随意契約
委託先	日本電気(株) 甲府支店
契約期間	平成27年3月30日～平成27年8月31日
契約金額	19,440,000円
予定価格	19,440,000円
完了年月日	平成28年1月29日
支払命令日	平成28年2月26日

(4) 繰越明許及び変更契約

繰越明許及び完了年月日について次のとおり回答を得ている。

【繰越明許及び履行期間延長の理由】

本業務は、追加設置した雨量計、水位計の観測情報を情報システムで公開すること、アドレス中継局を設置し、欠測のない回線品質機能の向上を図ること、ネットワーク回線の動作状況を監視するソフトウェアを追加することを台風シーズンまでに実施することを目標に、その業務を実施するために必要な期間を考慮して発注したものです。

本業務は、別途工事(下皆根観測局における雨量計及び間門川観測局における間門川樋門水位観測データの取込み)完了後に通信伝送試験及び総合調整を実施する

業務が含まれています。

4月10日の打合せ簿は、別途工事が、甲府市との調整に時間を要し発注が遅れているため、関連機器の設置工事時期が固まった時点で、必要な場合は、工期延期の協議をしたい旨の事前の協議が受注者からあったものです。この時点では、まだ工期延期が必要かどうかかわからない状況でしたが、そういう問題があるということをお互いに共有するために協議したものです。

別途工事の契約が8月上旬になり、工期の延期は必至となったため、別途工事の受注者と工程の調整を行い、8月17日の打合せ簿をもって、平成28年1月末まで工期を延期したものです。なお、それ以外の業務については、当初工期内に完了し、運用を開始しております。

平成26年度予算での執行で、平成27年3月30日の日本電気(株)甲府支店と随意契約を締結した。

その後、次のとおり変更が行われている。

【契約の締結状況(税込)】

	当初契約	変更契約
契約年月日	平成27年3月27日	平成27年8月18日
契約金額	19,440,000円	—
完成年月日	平成27年8月31日	平成28年1月29日 (151日増)

2 検討

本委託業務に関する見積合わせは平成26年3月末日までに終了、予算額も決定している。契約も随意契約で締結し、遅くとも平成27年3月31日までの委託業務が完了するものとなっている。

しかしながら、繰越明許及び履行期間延長の理由により、年度末の平成27年3月31日までに完了していない。

随意契約であることから競争入札手続きは必要なく、早期に契約を締結することもでき、その後の諸事情についての打合せ等において、業者も含めて協議することも可能となり、民間のノウハウも活用でき早期の完成を目指したと思われる。

3 指摘及び意見 (意見)

県は、年度末近くの日付で契約を締結することなく、早期の契約締結が望まれる。

随意契約であることから競争入札手続きは必要なく、早期に契約を締結することもでき、その後の諸事情についての打合せ等において、業者も含めて協議することも可能となり、民間のノウハウも活用でき早期の完成を目指したと思われる。

早く委託業務が完了し、雨量計、水位計の観測情報を情報システムで公開すること等の重要な情報が利活用できたと思われるので、早期に業者と契約を締結し、さらに諸機関との打合せにおいても、切れることなく丁寧に根気強く説明し、委託業務が早期に完了し支出した金額が有効に使われることが望まれる。

(59) 河川管理施設維持操作業務委託(治水課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

河川法第99条に基づき、施設の所在する甲府市外5市町に河川管理施設の維持、操作その他これらに類する河川管理に属する業務。

(2) 委託する理由

協定による委託は、水門、排水機場等の操作を伴うものであるため、河川法施行令第54条により地方公共団体と契約しなければならない。また、緊急時には迅速な対応を必要とすることからも、施設所在市町への委託が適当であるため。

(3) 契約方法等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	甲府市外5市町	甲府市外5市町	甲府市外5市町
契約期間	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～平成27年3月31日	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日
契約金額	20,331,825円	24,241,225円	23,368,762円

河川法第99条の規定により協定を締結し、その協定に基づき契約を締結している。

2 検討

(1) 契約書の契約金額について

当初の契約書においては前年を基準に上限額を定めた契約を行っているが、1月に年度末までの経費を見積もり、甲府市外5市町と契約額の増減について再度上限額の変更契約を行っている。最終決裁は、再契約の上限額を限度として支払っている。

具体的には、契約書第3条第2項に、「甲が負担する経費は、〇〇〇〇円を限度とする。」

とあり、第4条第2項に、「精算払は、当該年度終了後において行うものとする。」とされている。平成27年度は、当初の契約書において前年を基準に上限額を定め、1月に年度未までの経費を見積もり、2月16日に支出負担行為変更伺いにより、3月3日に甲府市外5市町と契約金額の増減についての変更契約を行っている。そして、当該年度終了後に、甲府市外5市町からの請求書明細に基づき、変更契約額を限度に精算払いを行っている。つまり、最終の各市町からの請求書が変更限度額以下であれば請求金額、請求金額が限度額を超過していれば限度額を限度として支払っている。

3 指摘及び意見

(意見)

限度額の慎重な査定と当初契約についての見直しを検討することを望む。

この契約方法では、当初の契約において限度額契約をしているのであるから、年度末の見込みで再び限度額変更契約を行う意味は通常はないと考えられる。特に委託先が地方公共団体であることから、当初の予算限度額の見込額、また予測不能な事態発生時の変更契約の限度額は、請求金額の範囲内になるように慎重に査定すること、又は当初の契約方法の見直しを検討することが望まれる。

(60) やまなしの砂防パンフレット作成業務委託(砂防課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県の砂防事業について解説した「やまなしの砂防」と題するパンフレットの平成28年4月版を制作する業務委託であり、平成20年度に作成した山梨県の砂防事業を紹介するパンフレット「やまなしの砂防」の更新を行った。計画準備・資料整理、データ修正、原稿作成、校正、印刷、製本の工程を経てA4版で1,500部を制作した。制作した1,500部は、山梨県下7の建設事務所に各100部配付され、残りの800部は砂防課で管理して有効活用されている。

(2) 委託する理由

計画準備から製本までの一連の工程を専門的知見を有するコンサルタントに委託するため

(3) 契約方法等

契約方法	指名競争入札
委託先	(株) ハヤテ・コンサルタント
契約期間	平成27年11月9日～平成28年3月15日
契約金額	1,900,000円

(4) 指名競争入札とした理由

砂防事業を紹介するという、一定の専門性を必要とするので、「山梨県建設工事等入札合理化対策要綱」第5(等級別発注区分)及び「山梨県建設工事等指名選定要領」第3条の指名基準に基づき、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」に掲載された者の中から主に下記の基準で5者に絞り込んだ。

- ア 業者業務区分：コンサルタント
- イ コンサルタント許可業種：建設コンサル
- ウ 上記分類の業者の中で平成26年度発注実績上位5者

2 検討

(1) パンフレット制作タイミンと予算配分

平成21年度に砂防行政に関するワークショップ会議が山梨県で開催され、その際に制作された「やまなしの砂防」の平成20年度版を一部更新して平成27年版を発行することも考えられたが、この間、「土砂災害防止法の改定」と「砂防新中长期計画の策定」等があるので大幅な全面改訂が必要となり、専門的な内容の取り扱ひも含めた委託業務内容で山梨県内の建設コンサルタントに制作を依頼した。前回発行の平成21年度と同様に、平成28年度に山梨県内で砂防関係の会議が開催されることに合わせて、平成27年度予算を用いて制作されている。

山々に囲まれて総面積の8割以上が山地で占められている山梨県においては、砂防事業に関する専門的な情報開示は重要であり、必要である。しかし、前回の平成20年度版と今回の平成27年版は、県内で近隣自治体との砂防関係の会議が開催され、その会議が必要であるという理由で改訂されている。この期間には、次のような関連分野での出来事があった。

- ア 土砂災害防止法関連の改定(注)
- イ 砂防新中长期計画の策定
- ウ 山梨県内を襲った主な土砂災害(平成23年9月天平沢土石流災害;丹波山村保之瀬、

平成 27 年 7 月 8 日 沢の 2 地区がけ崩れ：上野原市 八ツ沢、など)

(注) 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」である。

3 指摘及び意見 (意見)

砂防行政に関する専門的な情報開示を適切なタイミングと柔軟な予算配分で実施することを望む。

ペンフレットは砂防関係の会議以外にも利用されているが、砂防行政は山梨県民の生活に密接な関わりがある事柄であり、より適切なタイミングで専門的な情報開示が行われることが県民の側から望まれる。適切なタイミングでペンフレットを改訂する予算上の手当てが難しいのならば、ホームページで開示される専門的な情報を充実させる方向に予算を今後は振り向けることも検討すべきである。その場合、次のようなメリットが想定される。

- ア ペンフレットよりもタイムリーな情報が開示できる
- イ ペンフレットよりも多くの県民が参照できる
- ウ ホームページならば必要な部分の情報を切り取れる
- エ 治水などの関連情報を並行して閲覧できる

また、ホームページを見られない方に対しては、最寄りの行政機関などで該当情報を紙出力して対応できるよう、ホームページの仕様を工夫することも有効である。

砂防行政に関する専門的な情報は一般県民に届きにくい情報なので、適切なタイミングで開示できるよう、砂防関係の会議に合わせた改訂でなく、柔軟な予算配分で実施することを望む。

(61) 都市計画基礎調査業務委託 (都市計画課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

「山梨県都市計画基礎調査要領」に基づく調査の処理 (調査範囲は大月市) である。

(2) 委託する理由

都市計画法第 6 条により、おおむね 5 年ごとの調査が義務付けられている。これらの情報は市町村のまちづくりを行うために必要不可欠であり、市町村の保有情報と調査項目に重複するものが多い。よって、効率よく情報を収集するためには市町村を調査主体にすることが望ましいため。

(3) 契約方法等

県と市町村との協定により、費用については県と市町村で分担するものとして、基本的に県では費用の半分の負担を行うこととしている。

年 度	平成 27 年度	(参考) 平成 27 年度
契約方法	随意契約	随意契約
委 託 先	大月市 再委託は指名競争入札	上野原市 再委託は一般競争入札
契約期間	平成 27 年 6 月 25 日 ～平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年 6 月 25 日 ～平成 28 年 3 月 5 日
契約金額	2,200,000 円	1,840,000 円
	うち県負担額 1,100,000 円	うち県負担額 920,000 円
市町村の予定価格	2,526,000 円	2,291,000 円
市町村における 入札時の落札率 (%)	87.1%	80.3%

2 検討

(1) 受託した市町村における調査業務の再委託に関する契約状況

この調査は 5 年に 1 度行われ平成 27 年度の対象市町村は大月市と上野原市であった。

大月市と上野原市は隣接しており、人口は大月市 25,694 人、上野原市 24,277 人 (いずれも平成 28 年 9 月 1 日時点) で、都市の規模はほぼ同じである。市において行われた委託業務に関する契約を比較すると、大月市が指名競争入札に対し、上野原市は一般競争入札を採用している。その入札における落札率は大月市が 87.1%に対し、上野原市は 80.3%となっている。

平成 26 年度に行われた同調査の対象地域は富士北麓地域であった。富士北麓地域における各市町村の契約状況に関する資料を確認すると、次のとおりであった。

自治体名	再委託契約方法	当初県負担額 A	変更後県負担額 B	減額率 B/A
A	指名競争入札	2,686,000 円	2,000,000 円	74.5%
B	随意契約	1,462,500 円	1,428,000 円	97.6%
C	指名競争入札	628,000 円	575,000 円	91.6%
D	随意契約	708,000 円	550,000 円	77.7%
E	随意契約	663,500 円	変更なし	—

3 指摘及び意見

(意見)

委託先である市町村が再委託する業者との契約方法について、県は市町村にその方法の技術的助言を行うなどにより、双方の行政コスト削減を目指すことを望む。

大月市との平成 27 年度都市計画基礎調査実施に関する協定書第 4 条第 2 項において、大月市の実施する調査額にあわせて、県の規定により算定した費用を上限として、甲乙協議に基づき変更するものとする、と定めているのみであり、各市町村の調査業務の委託に関する契約方法について県と市町村との協議事項にはなっていない。ヒアリングにおいて確認したところ、各市町村の契約は市町村独自の規約に基づき行われるものであるとの回答であった。各市町村の契約は市町村と業者との契約であり、県が関与すべきではないとの考えはある。しかし、上記のとおり各市町村における契約状況の検証を見る限り、一般競争入札あるいは指名競争入札によった契約の方が契約金額を減額しやすい傾向にあると考えられる。市町村の業務委託契約の方法を県が指定することは難しいであろうが、上記の県負担額への影響を考えれば、市町村が発注する委託業務の契約方法等について県は市町村に技術的助言を行うことは重要である。県からの働きかけによって、県及び市町村の行政コストの削減を図ることの検討を望む。

(62) 流域下水道維持管理等業務委託 (都市計画課下水道室)

1 委託契約の概要

- (1) 委託の内容
 - ア 県下 4 か所 (富士北麓、峡東、釜無川、桂川) の下水道にかかる施設の運転操作及び保守点検
 - イ 桂川清流センター水質浄化モデル事業の処理・調査・検査設備点検

ウ 県の行う維持管理業務の補助その他付随する業務

(2) 委託する理由

下水道は一時も処理を止めることのできないライフラインであり、慎重な維持管理が必要である。県と流域市町村が 1 / 2 ずつ出捐して昭和 61 年に設立された (公財) 山梨県下水道公社は、水質・電気・機械の専門職員が専属的に配置されており、運転管理他の業務を一体的に担わせることが必要であったため。

(3) 契約方法等

契約方法	随意契約 (単独)
委託先	(公財) 山梨県下水道公社
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	2,825,095,000 円
予定価格	2,846,410,717 円
落札率 (%)	99%
精算 (実績) 額	2,446,472,380 円
れい入金額 (注)	59,714,658 円

(注) 資金計画に基づく前払 (年 4 回) のうえ、精算する仕組み。前金払額よりも精算額の方が少ないので、れい入となっている。

ア 予定価格の積算

各所及び費用毎に価格を積算のうえ、実績及び変動要素を踏まえて決定。

なお、積算の前提となる推計処理水量について各市町村が余裕を見た数字を連絡してくるため契約金額よりも実績金額が少くなり、年度末にれい入ということになる。

イ 随意契約の理由

(公財) 山梨県下水道公社は、一般の民間業者には委ねられない、県が流域下水道管理者として行うべき公権力の行使等の補助業務及び現場の運転管理等の行政補完業務を担い、専門的で優れた下水道施設管理が行える唯一の団体であるため、随意契約を行う。

ウ その他（再委託）

4月1日に（公財）山梨県下水道公社からの再委託協議に基づき、同日に再委託を承認。なお、民間事業者の創意工夫を積極的に促し、一層の効率化やコスト削減を図るため、運転管理等の業務について「包括委託」の試行導入を行っている。

2 検討

(1) 検討の視点

（公財）山梨県下水道公社でも試行導入されている、「包括委託」についてその手続き及び効果について検討を行った。

【事後評価委員会による施行導入評価報告書（平成26年3月）】

○下水道公社及び受託者の業務は、いずれも十分な効率化が働いたとは言えないが、下水道公社の業務量は峡東I期において年間約170時間、富士北らく、釜無川において、それぞれ年間約80時間削減することができている、わずかながらも効果があったものと評価する。

○複数年契約及び包括委託によるスケールメリットにより、設計金額においてコスト削減効果を得ることができている、経費削減を図ることができたと評価する。

(2) 包括委託契約の応募札者（平成27年度資料より）

浄化センター	峡東	富士北麓	釜無川	桂川
応募札者	1者	1者	4者	1者

3 指摘及び意見

(意見)

運転管理等の包括委託において、釜無川浄化センター以外の浄化センターでは1者応募1者応れとなっているが、民間事業者のノウハウ、創意工夫を積極的に促すためにも、多くの民間事業者の参入が実現するよう県も指導協力することを望む。

包括委託契約を締結するのは（公財）山梨県下水道公社であるが、県の出資法人であり、かつ、県の委託費の低減を図るためにも、県も指導協力することを望む。

(63) 新山梨県営住宅管理システム開発業務委託（建築住宅課住宅対策室）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

新山梨県営住宅管理システムの開発業務。

ア 新たなハードウェアの変更

イ コンビニエンスストア収納の導入に向けた機能改善

ウ 山梨県宛名システムとの連携

(2) 委託する理由

上記（1）委託の内容のフェーズの解決のため、専門的に提案を受け、システムを開発する必要があるので。

(3) 契約方法等

契約方法	公募型プロポーザル方式
委託先	(株) ジーシーシー
契約期間	平成27年3月25日～平成27年7月31日
契約金額	15,800,000円

（注1）当初3者が参加資格の認定を受けたが、最終的には同社のみの企画提案となった。

（注2）（株）ジーシーシーは、旧山梨県営住宅管理システムである「公営住宅管理システム at home 2」の開発運営業者である。

(4) 随意契約の理由

新県営住宅管理システムの導入に当たっては、運用管理や将来の拡張性、より最適なハードウェア構成などについて、各社独自の技術提案の中から最も優れたシステムを採用することが重要であるため、業者選定においては公募型プロポーザル方式を適用し、選定した業者と契約を締結することが県にとって最も有利となるため。

2 検討

(1) ステジュール

ハードウェアがリース期間満了となり、新県営住宅管理システムの導入時期が平成27年8月1日という中で、公募型プロポーザル導入から委託契約までの流れは次のとおりである。

年月日	委託契約までの流れ
平成27年2月27日	新山梨県住宅管理システム開発業務委託企画提案審査会設置 新山梨県住宅管理システム開発業務「公募型プロポーザル」公告
平成27年3月5日	(株) ジーシーシーが提案参加資格確認申請書を山梨県に提出
平成27年3月9日	A、Bが提案参加資格確認申請書を山梨県に提出
平成27年3月13日	山梨県が上記3者に対して「新山梨県住宅管理システム開発業務に係る参加資格の審査結果について」を通知し、参加資格を認定
平成27年3月17日	Bが企画提案不参加表明書を山梨県に提出
平成27年3月18日	Aが企画提案不参加表明書を山梨県に提出 (株) ジーシーシーが企画提案書を山梨県に提出
平成27年3月23日	審査委員会において (株) ジーシーシーが優先交渉権者であることを全委員合意
平成27年3月24日	(株) ジーシーシーと山梨県で委託契約締結

さらに県では、新システム導入時期が既に決定していることから、開発に充てられる期間が4～5ヵ月となり、開発の遅延が絶対に許されないと認識していたことである。

3 指摘及び意見

(意見)

公募型プロポーザル方式を採用するなら、そのメリットを十分に生かせる方法をとれるよう検討することを望む。

県にとって最も有利であるとの見地に立って、公募型プロポーザル方式が採用されたわけであるが、このメリットを十分に生かせない結果となった。

参加業者が1者となり県にとって選択の余地がなくなったこと、開発期間に余裕のないステジュール設定となつてしまったこと、委託先が旧山梨県住宅管理システムの開発運営業者であり、ここに委託すれば旧システム上のデータを新システムに効率的に移行することが可能なため費用が抑えられやすいこと、などがその原因と言える。

その他、関係業者に公募型プロポーザル方式にて行うことを周知する努力を県が積極的に行うことも重要である。

このような点に留意して、公募型プロポーザル方式の採用の検討、採用した場合の方法の検討を十分行うことで、最大の効果を生む契約をすることを望む。

(64) 山梨県営住宅管理システム個人番号制度対応改修業務委託

(建築住宅課住宅対策室)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県営住宅管理システムの個人番号制度対応改修業務である。

(2) 委託する理由

現在導入している住宅管理システムの設計及び開発を、既に委託しているため。

(3) 契約方法等

契約方法	公募型プロポーザル方式
委託先	(株) ジーシーシー
契約期間	平成28年2月8日～平成28年3月31日
契約金額	8,450,000円

2 検討

(1) 委託先の経歴

委託先である(株) ジーシーシーは、当該県営住宅管理システムである新山梨県営住宅管理システムの設計、開発を既に受けており、その契約内容等は次のとおりである。

契約方法	公募型プロポーザル方式
委託先	(株) ジーシーシー
契約期間	平成27年3月25日～平成27年7月31日
契約金額	15,800,000円

業務委託内容に、「行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用に向け

た山梨県宛名管理システム（平成27年度構築）との連携を図るため、新山梨県営住宅管理システムの開発を委託する」の記載がある。

(2) タイミングによる見積価格の積算の相違

	単価	工数	金額
予算計上時 (平成27年3月以前)	50,000円	181人日	9,050,000円
契約時 (平成27年12月22日)	50,000円	169人日	8,450,000円

県によれば、181人日から169人日の減少は、新山梨県営住宅管理システムの開発を(株)ジーシーに委託していたことにより、委託費を抑えられたとのことであった。新山梨県営住宅管理システムはシステム開発業務であり、契約金額は15,800,000円であるのに対し、当委託事業はシステム改修業務であり、契約金額は8,450,000円である。システム開発業務の費用に対する改修業務の費用の割合は53.5%にもなっている。

(3) 単独随意契約の理由

県営住宅管理システムは、県営住宅等における入居者管理、駐車場管理、滞納管理等の一連の管理業務を遂行するための重要なシステムである。社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、このシステムにおいても個人番号を保有・管理し、他の行政機関と情報連携ができるよう改修する必要があるが、現行システムはマイナンバーに対応した仕様になっていない。新山梨県営住宅管理システムの設計及び開発は(株)ジーシーが行ったため同社が当該システムの知的所有権を有しており、同業他社が当該システムの改修業務を行うことは、技術的に不可能であるため、単独随意契約となっている。

3 指摘及び意見
(意見)

システムを開発した業者が単独随意契約で行うシステム改修業務に関しては、同一事業として業者選定を行うことも検討し、企業努力を導き出せる仕組み作りを望む。

(株)ジーシーが行ったシステム開発業務費用に対する当委託業務である改修業務費用の割合は53.5%にもなっており、マイナンバー制度の導入が分っている状況を見ると、この比率は高いと言わざるを得ない。

システム開発業務を(株)ジーシーが行っていることで、当委託業務である改修業務は同社しか行うことができないのであれば、そもそもこれら業務を同一事業として、公募型プロポーザル方式で業者選定を行うことができたのではないかと。県によれば、マイナンバー制度が始まるということは周知の事実であったが、国からシステム仕様が出て来たのは平成27年9月以降であり、平成27年3月のシステム開発の契約時にはマイナンバー改修の仕様は不明であったため、契約を分けたとのことである。しかし、当改修業務の予算計上時（平成27年3月以前）に、(株)ジーシーから9,050,000円の見積金額が提示されており、実際の契約金額は8,450,000円と大きな違いは生じてなく、適正な積算はできていると判断される。

状況に及び、企業努力を導き出すことを優先して契約方法などを検討することを望む。

(65) 富士山世界遺産センター（仮称）建設工事監理業務委託（営繕課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容
富士山世界遺産センター（仮称）建設工事の監理業務である。

(2) 委託する理由
高度な専門的技術によるきめ細やかな工事監理が必要なため。

(3) 契約方法等

年 度	平成26年度（継続）	平成27年度
契約方法	1者随意契約（単独）	
委託先	(有) 竜巳一級建築設計事務所	
契約日	平成26年12月15日	変更契約 平成28年3月4日
契約期間	平成26年12月16日 ～平成28年3月15日	92日間延長 平成28年6月15日
契約金額	13,980,000円	変更なし

2 検討

(1) 当初1者随意契約とした理由

平成 26 年 11 月 7 日支出負担行為決裁書類に添付されている随意契約理由書によると、「本建物の工事を円滑に進めるには、設計の趣旨や自然公園法に基づく諸基準や設計趣旨さらには関係機関との協議経過を十分理解するとともに、建築設計における設計の経過や展示設計の内容を十分に理解している必要がある、施工過程での材料の選定、工法の確認、展示工事との調整などきめ細やかな工事監理が要求される。これらの条件のもとで、本工事を適切かつ円滑に実施するためには、山梨県の入札資格を有する一般建築士事務所であり、設計業務を行ったことから設計内容を最も熟知した上記業者に委託することが最適である。」としてあり、平成 25 年度に設計業務を公募型指名競争入札で落札した業者に、他の業者から見積書を徴せず、工事監理業務を委託した（1者随意契約）。

しかし、設計業務を行った業者以外には当工事監理業務ができないとの具体的な説明は県から得られなかった。

山梨県財務規則第 137 条第 3 項には、「契約担当者、随意契約によるうとときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されており、これに関する「山梨県財務規則運用通知 第 137 条関係・・・随意契約について」の例示を見ると、見積書及び見積合せの省略ができるものは「特定原簿の執筆依頼等相手方に依頼する場合で、契約の内容、目的から相手方が特定されているもの」となっている。

これに照らし合わせると、随意契約理由書で「最適である。」とは言っているが、特別の理由でこの業者以外に当工事監理業務ができないというまでの記述はされていないと判断される。

(2) 随意契約理由書の内容の修正と支出負担行為決裁のタイミング

支出負担行為決裁が行われた後、平成 26 年 11 月 14 日に開催された当委託契約に関する入札執行会議にて、支出負担行為決裁時に添付されていた随意契約理由書の理由の記述では1者随意契約とすることは問題であり、理由の修正を要すると判断があった。これを受けて、担当による理由書の修正が行われた。その修正後の理由書によれば、「本施行の工事を円滑に進めるには、設計の趣旨や自然公園法に基づく諸基準、関係機関との協議経過の熟知と共に、設計における経過や展示設計内容の十分な理解が必要であり、施工過程での材料の選定や工法の確認、展示工事との調整等においてきめ細やかな工事監理が要求される。これらの条件のもとで、本工事を適切かつ円滑に実施するためには、本施設の設計を行ったことから、その特殊性に精通した上記の者に工事監理を委託する必要がある。」とあ

り、内容はほぼ当初の理由書と同様であるが、最後の締めめの記述が「上記の者に工事監理を委託する必要がある。」となっている。

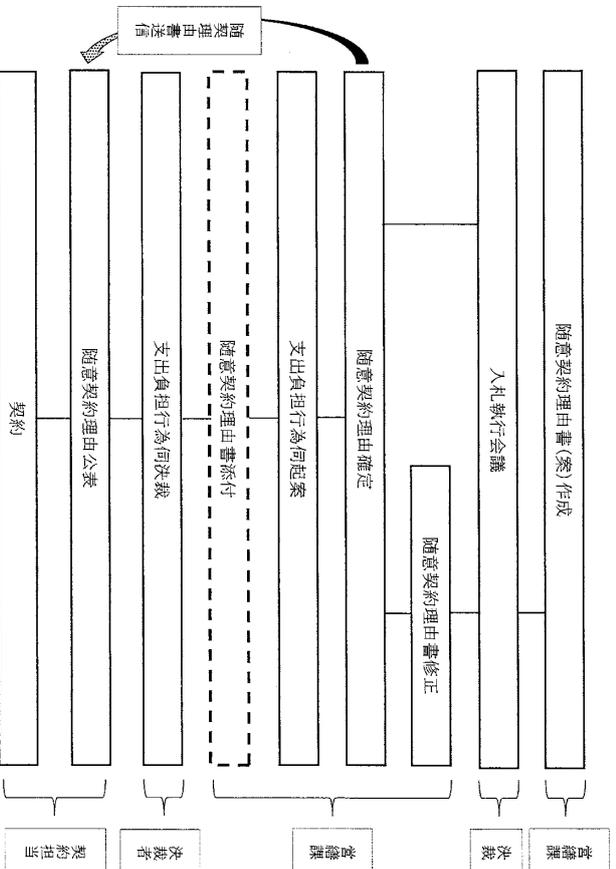
当初の随意契約理由書の文末の記述が少々変更になっているだけで、他の業者にはこの業務はできない、というまでの変更とは認められない。

また、この随意契約理由書は県のホームページで公開されたが、支出負担行為決裁が新たな随意契約理由書をもって再度決裁されていた。

入札執行会議後に支出負担行為決裁を行うことが本来の流れである。しかしこの契約については事務処理の流れが逆になっており、更にそれを是正するために再度支出負担行為決裁を行うこともされていないので、結果として新しい随意契約理由書の理由をもって決裁はされていないことになる。

随意契約理由書に入札執行会議で修正が入った場合において、本来の事務処理の流れと今回の事務処理の流れを上から下への時系列にてフロー図にすると次のとおりである。なお、入札執行会議は指名業者の選考及び入札参加資格の審査を行うことを目的とし、構成員は、県土整備部長、次長、技監、総括技術審査監、県土整備総務課長、技術管理課長及び県土整備部長が会議開催の都度指名する職員である。

【本来の事務処理フロー】



(ア) 平成 27 年 9 月 9 日 委託業務変更協議書

地質調査を実施したところ、設計深度では建物の支持基礎として必要な数値に満たなかったため、必要な深度までのボーリング及び標準貫入試験回数の変更を行う。また、調査結果から土質構成の変更を行う。

調査の結果、液状化のおそれがあること、また、杭基礎となる可能性があることが判明したことから、液状化の判定、杭基礎の検討に必要となる土質試験を追加する。

(イ) 平成 27 年 9 月 14 日 工事請負 (委託) 契約の変更について (通知)

上記 (ア) の変更協議を受けて、受注者に対して変更契約締結のための変更契約書作成・提出の依頼通知を発行している。

イ 県営住宅東山梨団地地質調査業務委託

(ア) 平成 27 年 10 月 16 日 工事打合せ簿 (協議)

機械ボーリングの進捗状況の報告から、堀止め深さ及び掘尺の予定についての協議を行う。協議の結果、堀止めとし、平成 27 年 10 月 19 日に検尺を行うこととした。

(イ) 平成 27 年 11 月 6 日 工事打合せ簿 (協議)

地質調査 (ボーリング調査) の実施数量についての協議を行う。

ボーリング調査の実施数量が当初設計数量と差異がある。実施数量に基づき、実施金額の算出を行い、契約変更 (減額) を行うこととした。

(ウ) 日付記載なし 工事変更協議書 (同い)

調査結果から土質構成の変更を行い、内容変更に伴う業務委託料の減について変更契約を行う旨の協議を行った。また、各決裁者の決裁印が押されているが、当該協議書に日付の記載がない。

ウ 富士北麓公園屋内練習走路他建設工事地質調査業務委託

(ア) 平成 28 年 5 月 27 日 工事打合せ簿 (指示)

発注者から地質調査位置についての指示。あわせて、富士・東部建設事務所都市計画・建築課からの透水試験不要との指示を受けて、透水試験の取止めの指示を行う。これらの指示は「当該業務の作業数量の減少となり、減額対象となる」との記録あり。

(イ) 平成 28 年 6 月 22 日 工事打合せ簿 (協議)

当初設計数量と相違があることについての協議を行う。岩盤ボーリング工数減少のため減額対象とする。

(ウ) 平成 28 年 7 月 日 (日付空欄) 工事請負 (委託) 契約の変更について (通知)

通知の内容は、次のとおりである。

- ・現地踏査の結果、場内小運搬及び安全対策 (仮囲い) を追加する。
- ・雨水処理計画の変更により、透水試験を取止める。
- ・調査の結果、土質区分、掘削深度に差異が生じたため変更する。

当該通知の発行日の日付が空欄の状態である。なお、当該業務の契約変更についての工事執行並びに支出負担行為の起算日は平成 28 年 7 月 11 日とある。

(2) 施工記録写真

ア 県営住宅富士見団地改築工事地質調査業務委託

行政文書ファイルに保存されている当該業務の施工記録写真に、作業実施日付が記載されていない。

3 指摘及び意見

(意見 1)

変更契約書の締結を当該地質調査業務完了日よりも前に行うことを望む。(3 業務委託共通)

上記 3 件の業務委託における契約変更手続は、当該業務が終了した日付に行われている。

地質調査という業務の性質上、追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由があるとしても、契約変更等の手続については、追加工事等の内容が最終確定した時点で遅滞なく行うことが望ましい。

(意見 2)

施工記録写真に当該業務の作業実施日付を明記することを望む。(県営住宅富士見団地改築工事地質調査業務委託)

施工記録写真の作業実施日付の記載があることで、地質調査作業の工程のなかで追加工事等の変更が必要となった時点が明らかになる。委託業務については施工記録写真の添付は義務ではないが、契約変更手続の時期の適正性を確保するために、施工記録写真において作業日付を明記することが望ましい。

(67) 富士吉田警察署建設工事設計業務委託 (明計) (営繕課)

1 委託契約の概要

- (1) 委託の内容
富士吉田警察署建設に係る基本設計及び実施設計。

- (2) 委託する理由
設計業務には高度な専門的技術が必要のため。

- (3) 契約方法等 (税込)

年 度	平成 27 年度
契約方法	公募型指名競争入札
委託先	竜巳一級建築設計事務所・利根川康夫・溝呂木構造設計室 J V
契約期間	平成 27 年 10 月 26 日～平成 29 年 1 月 31 日
契約金額	87,197,040 円
予定価格	113,022,000 円

- (4) 公募型指名競争入札について
次の参加資格を基に設計業の競争入札参加資格の認定を既に受けている者から、入札参加希望者を公募した。

【業務委託公募型指名競争入札公告個別事項 (抜粋)】

業務名	富士吉田警察署建設工事設計業務委託 (明計)																				
事業名	警察本部庁舎等整備費																				
工事番号	営繕課 - 15 - 0119																				
業務場所	富士吉田市旭 1 丁目 9 1 1 - 1 他																				
委託概要	(省略)																				
参加資格	次に掲げる条件を満たす任意の 3 者を構成員とする自主結成の特定設計業務共同企業体 (以下「企業体」という。)																				
	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>本店所在地</td> <td>代表構成員</td> <td>構成員 1</td> <td>構成員 2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>競争入札参加資格</td> <td>県内</td> <td>県内</td> <td>県内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>山梨県における設計業に係る入札参加資格を有する者で、建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により一級建築士事務所登録された者。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一級建築士又は二級建築士が 3 名以上所属していること。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1	本店所在地	代表構成員	構成員 1	構成員 2	2	競争入札参加資格	県内	県内	県内			山梨県における設計業に係る入札参加資格を有する者で、建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により一級建築士事務所登録された者。					一級建築士又は二級建築士が 3 名以上所属していること。		
1	本店所在地	代表構成員	構成員 1	構成員 2																	
2	競争入札参加資格	県内	県内	県内																	
		山梨県における設計業に係る入札参加資格を有する者で、建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により一級建築士事務所登録された者。																			
		一級建築士又は二級建築士が 3 名以上所属していること。																			
3	出資比率	構成員中最大	20%以上	20%以上																	

4	業務実績	元請けとして、平成 12 年 4 月 1 日以降に完成引き渡し済みの設計業務で、次の実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上に限る。 用途 CORINS 分類の用途種別における教育文化施設、福祉施設、民生施設、行政施設又は公営住宅の新築、増築又は改築・構造、規模 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 2,000 ㎡以上 (増築の場合は増築した部分の面積をいい、改築の場合は改築した部分の面積をいう。)	一級建築士を担当技術者として配座できること。	一級建築士を担当技術者として配座できること。
5	配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者	一級建築士を管理技術者として配座できること。		
以下 (省略)				

2 検討

公募型指名競争入札の参加条件の一部である「山梨県における設計業に係る入札参加資格を有する者で、建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により一級建築士事務所登録された者」は 61 者で、さらに「一級建築士又は二級建築士が 3 名以上所属していること」の条件で絞り込むと 21 者になる。

「山梨県における設計業に係る入札参加資格を有する者で、建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により一級建築士事務所登録された者」に「不信用、不誠実な者が入札に参加して、公正な競争の執行を妨害されるおそれがある場合を想定」される業者がいる可能性を常に考慮して入札をし、かつ、公募型指名競争入札を採用することにより、「公正な競争の執行を妨害されるおそれ」を排除することができる具体的根拠を入札段階で見つけることはできない。

「不信用、不誠実な者が入札に参加した」時には、その入札段階で入札を中止することにより排除できる。また、過去に「不信用、不誠実な者が入札に参加した」入札があれば、その入札を参考に対応することも可能と考ええる。

県の説明によると「不信用、不誠実な者が入札に参加して、公正な競争の執行を妨害されるおそれがある場合を想定し、このような場合に対処するために、公募型指名競争入札を採用している。」とのことである。

3 指摘及び意見

(意見)

富士吉田警察署建設工事設計業務委託の公募型指名競争入札の参加条件は、一般競争入札の参加条件にすることができる条件であり、県は、公募型に限定することなく一般競争入札で落札者を決定することもできると考える。
ただし、警察署、消防署等の特に機密性がある建物などの場合で、「不信用、不誠実な者が入札に参加して、公正な競争の執行を妨害されるおそれがあること」と判断し、限定的に公募型にする必要があると認めた場合には、県は、募集要項に「不信用、不誠実な者が入札し、公正な競争の執行を妨害されるおそれがある場合には、入札できない」旨を記載することが望まれる。

(668) 小瀬スポーツ公園アイヌアリーナ中央監視設備改修他工事設計業務委託

(営繕課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

小瀬スポーツ公園アイヌアリーナ中央監視設備改修工事設計業務並びに県営住宅旭団地下水道接続工事設計業務である。

(2) 委託する理由

設計業務は高度な専門的技術が必要なため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札
委託先	三森建築設計事務所
入札結果決定日	平成 27 年 8 月 3 日
契約期間	平成 27 年 8 月 7 日～平成 27 年 10 月 30 日
契約金額	2,443,000 円
予定価格	2,491,000 円
落札率 (%)	98.07%

【入札結果】

業者	入札金額	結果
三森建築設計事務所	2,443,000 円	落札
A	2,491,000 円	予定価格入札
B		辞退
C		辞退
D		辞退

(注) 予定価格は事前公表されている。

2 検討

(1) 指名人選定理由と方法について

「山梨県建設工事等入札合理化対策要綱」第5及び「山梨県建設工事等指名選定要領」第3条の指名基準に基づき、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」に登録された者の中から条件を設定し、5者を選定している。

3 指摘及び意見

(意見)

指名競争入札においては、実質的に応札者が1者となることのないよう、指名人選定の方法等の工夫が望まれる。

指名競争入札では、発注者側で選定した業者しか参加できないことから、実際の応札者が1者のみの場合には、十分な競争性が確保されていないといえないので、入札不成立となる。

入札結果を見ると、指名業者5者のうち3者が辞退し1者が予定価格である。事前公開されている予定価格で入札していることは、落札する意思よりも指名されたことに対する義務感によるものと推定され、実質的な辞退と考えられる。

指名業者の選定方法として、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」にある設計業務等を行う業者約65者の中から、過去の経緯・地理的条件を加味するなど特定の業者に偏らないように配慮し、5者を選定している。平成26年度、平成27年度の各業者の設計業務等委託回数を検証しても、業者間において平均的に機会を与え、指名が偏らないように努力していることが伺える。しかし、入札結果からみると指名基準に問題があったと見える。契約の原則である公正性、経済性、適正履行の確保するために、指名人選定について工夫を求める。

(69) 県営住宅牧原団地2号館風呂釜・浴槽取替工事他工事監理業務委託
 県営住宅増穂団地2号館外壁改修工事他工事監理業務委託
 県営住宅福祉村団地A・D号館外装改修工事他工事監理業務委託 (営繕課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県営住宅の修繕及び改修工事 (風呂釜・浴槽取替、天井改修、太陽熱温水設備更新、給湯器取替、屋上防水、外壁改修、受水槽改修) の監理業務である。

(2) 委託する理由

工事を設計図書に基づき適切に実施し、工期内に完成させるためには、専門技術者によるきめ細やかな工事監理が必要なため。

(3) 契約方法等 (税込)

年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度
業務名称	県営住宅牧原団地2号館風呂釜・浴槽取替工事他	県営住宅増穂団地2号館外壁改修工事他	県営住宅福祉村団地A・D号館外装改修工事他
契約方法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委託先	(公社) 山梨県住宅供給公社	(公社) 山梨県住宅供給公社	(公社) 山梨県住宅供給公社
契約期間	平成27年7月3日～平成28年1月15日	平成28年3月25日～平成28年8月19日	平成27年7月3日～平成28年1月15日
契約金額	2,053,080円	1,375,920円	1,440,720円

(4) 随意契約の理由 (全工事監理業務委託共通)

次の「随意契約理由書」を基に見積合わせを省略して随意契約を締結している。

【随意契約理由書 (抜粋)】

対象工事は、入居者が居住しながら行う外壁等の修繕・改修等の工事であり、適切な工程管理や安全確保、居住者への配慮が必要となる。
 山梨県住宅供給公社は、現在、県営住宅の管理代行業務を行っており、守秘義務を確保した情報管理ができ、各団地の状況や事情を熟知し入居者からの信頼もあるただ一つの団体である。
 このことから、入居者とのきめ細かな調整が可能である山梨県住宅供給公社と随意契約を行うものである。
 (適用条文) 地方自治法施行令第167条の2第1項
 第2号 随意契約の性質又は目的が競争入札に適しないこと

随意契約理由には、山梨県住宅供給公社は本来業務である「管理委託業務」を適切に行っていることを記載されている。通常の管理人としての業務についての記載となっている。過去の実績、評価、建築士の有無、人数などの工事監理業務についての記述は一切ない。

(5) 変更契約について (県営住宅福祉村団地A・D号館外装改修工事他工事監理業務委託)
 平成27年11月30日に、本件監理業務委託に「県営住宅塩山団地2号館外装改修工事」及び「県営住宅塩山団地2号館屋上防水工事」(第14回発注)の工事監理業務委託の追加の協議を実施し、平成28年3月23日に変更契約を締結している。
 変更内容は次のとおりとなっている。

事業名	工事名
県営住宅改修事業費	福祉村団地A・D号館外装改修工事
	豊団地2号館外装改修工事
	小淵沢団地1号館外装改修工事
	福祉村団地A・D号館屋上防水改修工事
	豊団地2号館屋上防水改修工事
	小淵沢団地1号館屋上防水改修工事



事業名	工事名
県営住宅改修事業費	福祉村団地A・D号館外装改修工事
	豊団地2号館外装改修工事
	小淵沢団地1号館外装改修工事
	塩山団地2号館外装改修工事
	豊団地2号館屋上防水改修工事
	小淵沢団地1号館屋上防水改修工事
	塩山団地2号館屋上防水改修工事

変更後には、新たな工事名で「県営住宅塩山団地2号館外構改修工事」及び「県営住宅塩山団地2号館屋上防水工事」が追加されている。

(6) 工程表については(県営住宅福祉村団地A・D号館外装改修工事他工事監理業務委託)工程表については、監理対象工事の工期が一部確定していないものもあつたため、契約時に工程表の提出は求めていない。

2 検討

(1) 随意契約について(全工事監理業務委託共通)

「対象工事は、入居者が居住しながら行う改修等工事であり、適切な工程管理や安全確保、居住者への配慮が必要となる。」旨の内容は、本体工事の業者選定について必要な理由である。

工程管理や安全確保が重要であり、特に居住者との調整が不可欠である本体工事を、入居者とのきめ細かな調整が可能である山梨県住宅供給公社が受託することは、一定の理解をすることができる。

しかしながら、設計書に基づき適正な仕様と品質を確保するために行う「工事監理」と、入居者の調整等を行う「管理」は、分離して発注することも可能であり、「工事監理」に民間の競争原理を働かせることにより、現在よりも安価な工事監理委託となる可能性も否定できない。

(2) 変更契約について(県営住宅福祉村団地A・D号館外装改修工事他工事監理業務委託) 随意契約理由には、「本業務は、福祉村団地2棟の外装改修工事、豊団地他1団地の外壁改修工事、豊団地他1団地の屋上防水改修工事に係る工事監理業務である。」と記載されており、他の業務についての記載はない。

担当者によれば変更契約した理由として「塩山団地については同一事業であることから、別途監理業務委託を締結するのではなく、変更契約の方式をとっている。」とのことであるが、同一事業については予算執行上の処理で、契約上の処理とは関係なく、個別に契約する必要がある。

さらに同一事業であつても、その業務が随意契約に該当するかどうかを個別に検討し、随意契約に該当する旨を記載した「随意契約理由」を残す必要がある。

(3) 工程表について(県営住宅福祉村団地A・D号館外装改修工事他工事監理業務委託) 随意契約理由に記載のとおり「より工程管理や安全確保が重要である」ことを考慮すれば、監理対象工事の工期が一部確定していかないものがあつたととしても、契約時に工程表の提出が必要である。

3 指摘及び意見

(指摘)

県は、当初の監理委託業務と関係がない新たな工事名の監理委託業務は、変更契約ではなく、新たに委託業者と監理委託業務を締結する必要がある。

当初の5工事の監理業務委託とは、無関係な監理業務を、改修工事であるというだけで、他の監理業務委託に追加することは、同様な工事内容であれば常に追加できることになる。当初の工事名に関連するものであれば変更・追加は可能であつても、当初の工事名に無関係な工事名の追加は、変更契約ではなく新規で締結する必要がある。

(意見1)

県は、山梨県住宅供給公社との随意契約による監理業務委託については、民間業者による競争入札で行うことの検討を望む。

本委託業務は、県営住宅の改修等工事の監理業務であり、管理業務で構築した「守秘義務を確保した情報管理ができ、各団地の状況や事情を熟知し入居者からの信頼もある」ノウハウは、監理業者が監理するときに、管理人の立場で活用することができる。

工事監理と入居者調整等を行う管理とは、分離することも可能である。分離発注した場合、工事監理と入居者管理の相互調整が必要となるなどの業務増加面もあるものの、工事監理に民間の競争原理を働かせることにより、管理を別途に発注した金額を考慮に入れたとしても、結果として、現在よりも安価な工事監理委託となる可能性も否定できない。

こうしたことから、県営住宅の改修等工事監理業務委託について、民間業者による競争入札で行うことについての検討を望む。

(意見2)

工程表は、随意契約理由に記載のとおり「より工程管理や安全確保が重要であり」ということを重視すれば、工事施工者が作成する工程表が提出されない段階においても、県は、契約時に想定可能な範囲での工程表を提出するよう業者に指導することを望む。

(70) 農林・都留・北杜高校屋内運動場他天井耐震化工事設計業務委託（営繕課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

屋内運動場の天井耐震化工事に係る実施設計並びに吊り天井の撤去、照明器具等の落下防止対策に係る設計を行う。（対象の高校は違うが業務委託内容は同じである。）

(2) 委託する理由

設計業務は高度な専門的技術が必要なため。

(3) 契約方法等（3業務委託共通）

ア 契約方法 指名競争入札

イ 入札結果決定日 平成27年10月29日

ウ 履行期間 平成27年11月5日～平成28年2月26日

(4) 入札結果

委託業務名	農林高校屋内運動場他（A）	都留高校屋内運動場他（B）	北杜高校屋内運動場他（C）
予定価格	2,319,000円	3,619,080円	2,944,000円
A（落札者）	2,186,000円	2,350,000円	2,932,000円
B	2,310,000円	2,650,000円	予定価格
C	予定価格	2,953,500円	予定価格
D	予定価格	3,190,000円	予定価格
E	辞退	3,350,000円	予定価格
落札率	94.26%	70.12%	99.59%

（注）予定価格は事前公表されている。

2 検討

(1) 入札状況

3つの業務委託は、委託の内容及び契約期間も同じで、入札も同時期に行われた指名競争入札である。入札結果を見ると、(B) 契約は、指名業者の入札価格も様々で落札率も70.12%となっており競争性が確保されたと同える。しかし、(C) 契約では、落札者以外すべて予定価格で入札を行っており、落札率も99.5%と非常に高くなっている。(A) 契

約では、予定価格入札者と辞退者を除くと2者だったが1者はほぼ予定価格という結果になっている。

3 指摘及び意見

(意見)

指名競争入札の指名基準や指名数を、競争性を確保できるよう検討することを望む。

事前公表されている予定価格で入札することは、落札する意思よりも指名されたことに対する義務感によると言える。指名人選定理由書によると、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」に記載された設計業務等を行う業者約65者の中から、過去の経緯・地理的条件を加味するなど特定の業者に偏らないように配慮し、5者を選定している。平成26年度、平成27年度の設計業務等委託回数を検証しても、業者間において平均的に機会を与え、指名が偏らないように努力していることが伺える。しかし、同じ委託内容でも指名業者の選定の仕方により、結果が異なっていることが認められた。

指名競争入札では、発注者側で選定した業者しか参加できないことから、競争性が確保されるような指名基準の見直しを検討する必要がある。県の指名選定要領では、附請負額による原則指名数を5割まで増やすことができるとしているので、指名業者数を増やすなどして、辞退者及び予定価格入札者を少なくし、入札参加期待者には入札の機会を与え、競争性を確保することが望ましい。

(71) わかば支援学校二期外構設計積算業務委託（営繕課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

南アルプス市にあるわかば支援学校改築二期外構設計積算業務を委託する。

(2) 委託の理由

工事の予定価格を作成するためには専門技術者による積算業務が必要なため。

(3) 契約方法等

契約方法	随意契約
委託先	(公社) 山梨県建設技術センター
契約期間	着手 平成27年11月5日 完成 平成28年1月15日
契約金額	1,209,600円
完了年月日	平成28年1月15日
検査年月日	平成28年1月19日
支払日	平成28年2月5日

2 検討

(1) 前払金の支払い

ア 当委託業務における前払金の状況

山梨県の土木契約約款には、前払金を支払うことができるという条項がある。当契約においても、360,000円の前払金が支払われている。担当者へのヒアリングによると、契約の相手方の申し出があればその理由を問わず約款の条項に従って前払いしていることであった。

イ 当該委託契約の経費内容

当該委託契約は設計積算業務であり、建設工事のように業務開始時において多額の建設材料手配を必要としない。また、工事人代として多額の人件費(外注費含む)が発生するものではない。

3 指摘及び意見
(意見)

支出事務の効率化・行政コストの削減のために、安易な前払金の支払いを避けることを望む。

当該業務は、必ずしも前払いの必要がない委託内容である。契約約款に記載されているとはいえ、比較的少額な契約については特に、前払いについて適正な検討をし、支払回数を集約化・支出事務の効率化を図ることが望まれる。

(72) 富士北麓公園屋内練習走路他建設工事設計業務委託(営繕課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容
富士北麓公園屋内練習走路、フリーウェイトトレーニング室、夜間照明設備、外構工事の設計業務(基本設計と実施設計)である。

(2) 委託する理由
高度な専門的技術が必要なため。

(3) 契約方法等

年 度	平成27年度	摘 要
契約方法	公募型指名競争入札	明許
委託先	(株) 三宅建築設計事務所	
入札結果決定日	平成28年3月24日	
契約日	平成28年3月29日	
契約期間	平成28年3月30日 ～平成28年10月31日	平成28年10月31日 変更契約(約5月延期) 平成29年3月24日
契約金額	27,545,000円	増額 2,096,000円
予定価格	35,372,000円	
最低制限価格	27,476,688円	予定価格の77.68%
落札率(%)	77.87%	

【入札状況】

(株) 三宅建築設計事務所	27,545,000円	落札
A	28,133,000円	
B	27,272,000円	制限未滿
C	27,278,000円	制限未滿
D	27,310,000円	制限未滿
E	27,346,100円	制限未滿
F	27,348,000円	制限未滿
G	27,366,000円	制限未滿

(注) 8者入札、6者が最低制限価格未滿となっている。

2 検討

(1) 繰越明許費となる事業委託

東京オリエンティック・パワリング大会事前合宿等の誘致に向け、ラグビー及び陸上の競技団体が定める施設基準に合致するために、年度内の契約及び着工が必要とされたことにより、繰越明許費とした。

(2) 公募型指名競争入札と最低制限価格制限

部内の取り決めとして、1,000万円以上の工事等設計業務委託については公募型指名競争入札とし、最低制限価格を採用している。

3 指摘及び意見

(指摘)

繰越明許費とした事業委託契約は、事業内容を十分検討して事業計画を立てる必要がある。

スポーツ健康課から、年度内において建築設計業務の契約・着工を要望され工事設計業務契約を締結したものであるが、業務内容の見直しにより履行期間延長と増額変更となった。原因は、主要構造を「鉄骨造」から「CLTを用いた木造」に変更し、フリーウエイトトレーニング室の計画面積を変更したことにある。スポーツ健康課からの依頼により入札を行い、平成28年3月29日に契約を行ったが、平成28年4月12日に構造設計の延期が申し出られている。その後正式に、スポーツ健康課から変更依頼(平成28年7月27日)があり、業務委託変更協議書(同い)(平成28年10月25日)を経て契約変更を行った。

無駄のない予算の適正な執行のためにも、事業内容を十分検討して事業計画を立てる必要があった。

(意見)

公募型指名競争入札における最低制限価格制度採用についての検討を望む。

公募型指名競争入札試行要領において最低制限価格制度を採用することとなっていることから、当委託契約に際し採用したところ、入札参加者のうち6者が最低制限未満となつて除外されている。最低制限価格制度は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定によると、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときにはできる」とされている。原則として一般競争入札における規定であり、公募型指名競争入札では、その試行要領からも業務の内容・業務実績等を考慮しているものと判断できるので、契約の内容により適切な契約の履行の確保がなされる場合においては、最低制限価格を設定しないことも検討することを望む。

(73) 峡東流域下水道峡東浄化センター環境対策施設管理業務委託

(流域下水道事務所)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容
処理場、ポンプ場及び管渠の維持修繕・応急修理などの工事、処理場内の除草等の業務である。

(2) 委託する理由

業務量が多く、かつ、専門性・緊急性の高い業務を含むため、

(3) 契約方法等

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	(有) 須田造園	(株) 芦沢和土木	(株) 日工建設
契約金額	2,620,000円	2,590,000円	2,370,000円
予定価格	2,850,000円	2,760,000円	2,750,000円
落札率	91.92%	93.84%	86.18%
入札参加者	5者	5者	5者

(注) 平成27年度は、2,757,000円に増額変更されている。

2 検討

(1) 委託費とした理由

当契約に係る予定価格算定の基礎となる「特記仕様書」には、個々の業務内容は記載されていないものの、委託費とすべき理由は特に記されていない。

確認したところ、これらの業務は、現地の調査、施工方法の提案も含めて行われるもので、緊急を要する業務(近隣住民からの苦情対応等)もあることから、それぞれの案件について役務費としての契約を締結することは困難なものであり、業務項目及び実施箇所が多いなどの理由で一定の期間継続して行う必要があるため、委託契約を締結していることである。

3 指摘及び意見

(意見)

委託契約に先立って作成される「特記仕様書」に、委託費とすべき理由を明記するよう望む。

当委託業務は、継続的な業務として委託契約を結んで行われるべきものであり、委託契約に先立って作成される「特記仕様書」には、委託費とすべき理由を明記するよう望む。

(74) 桂川流域下水道桂川2ー1号幹線管きよ測量設計業務委託

(流域下水道事務所)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県上野原市新田地内外について、下水道施設の各種の調査・設計・検討を行うことを目的とした、「桂川流域下水道桂川2ー1号幹線管きよ」の測量設計の業務である。

(2) 委託する理由

地形・地質・環境等の自然条件や地元・関係機関との協議等を考慮の上、安全性・経済性を追求し、最適な構造物を建設するためには、技術力のあるコンサルタントへ委託する必要があるため。

(3) 契約方法等 (税込)

年 度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札
委 託 先	セントラルコンサルタント (株)
契約期間 (当初)	平成 27 年 5 月 28 日～平成 28 年 2 月 29 日
契約金額 (当初)	14,256,000 円
予 定 価 格	15,908,400 円
落 札 率 (%)	89.61%
入 札 参 加 者	6 者
支出命令書起案日	平成 28 年 3 月 24 日
完了年月日	平成 28 年 3 月 16 日
検査年月日	平成 28 年 3 月 18 日
支 払 日	最終 平成 28 年 4 月 1 日

(4) 契約変更について

当初の土木設計業務委託等委託契約書が平成 27 年 5 月 27 日付で締結され、平成 28 年 2 月 9 日付で履行期限を平成 28 年 3 月 25 日とする業務委託変更契約書が締結され、さらに平成 28 年 2 月 17 日付で業務委託料を 3,135,240 円 (税込) 増額する業務委託変更契約書が締結されている。

【契約の締結状況 (税込)】

	当初契約	変更契約	変更契約
契約年月日	平成 27 年 5 月 27 日	平成 28 年 2 月 9 日	平成 28 年 2 月 17 日
契約金額	14,256,000 円	14,256,000 円	17,391,240 円 (3,135,240 円増)
完成年月日	平成 28 年 2 月 29 日	平成 28 年 3 月 25 日	平成 28 年 3 月 25 日

2 検討

変更契約が 2 回行われており、平成 28 年 2 月 9 日の 1 回目は履行期間を 25 日延長する内容で、平成 28 年 2 月 17 日の 2 回目は契約金額を 3,135,240 円増額する内容でそれぞれ契約を締結している。

3 指摘及び意見

(意見)

変更内容が確定すれば、金額と期間も一体的に確定すると考えられるため、県は 8 日間に 2 回の変更契約を行うことなく 1 回の変更契約で完結することが可能である。1 回の契約で締結すれば、印紙税の負担軽減にもつながる。

したがって、県は短期間での複数変更契約をすることなく、1 回の変更契約で完結することを望む。

(75) 富士北麓・峡東・釜無川流域下水道総合地震対策計画策定業務委託

(流域下水道事務所)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

平成 22 年度に策定した「下水道総合地震対策計画」の内容と平成 23 年度から平成 27 年度までにおける整備計画の進捗状況を把握したうえで、平成 28 年度から平成 32 年度までにおける次期「下水道総合地震対策計画」を策定するものである。